

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十二第

行發日一月四年五十正大

## 論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税における人及び證券の所在……………法學博士 神戶正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末川博

作州の農民騷動……………經濟學士 黒正巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田莊一

## 時論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田嗣郎

## 講演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井上潔

## 雜錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 沙見三郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

京都帝國大學經濟學部紀要の刊行について……………經濟學博士 本庄榮治郎

(葉轉載)

## 國際課税に於ける人及證券の所在

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第二段 人の所在 (一)他國との交渉により協定する方法(A)主たる住處のみにて課税するの主義(イ)其長所(ろ)其短所(B)主罰を區別せず各住處に分配して課税するの主義(イ)各住所使用期間の長さに應じて分配するの主義(1)其長所(2)其短所(ろ)各住所の賃貸價格の大きさによりて分配するの主義(1)其長所(2)其短所(ろ)各住所に平分するの主義(1)其長所(2)其短所(C)主たる住所に一大部を、そして其他のものに残りを均分するの主義(イ)其長所(ろ)其短所(二)一國單獨にて便宜上定むる所の方法(A)住居々賃の一定倍數を所得の最低限とするの主義(B)營業上の店舗を住所と見做す主義(C)反證のあるまでは滞在處を住處と見做す主義

第二段 證券の所在 (一)屬人主義に依る方法(A)其長所(B)其短所(二)屬物主義に依るの方法(A)證券の實際保管する處にて課する主義(イ)其長所(ろ)其短所(B)證券に屬する収益の支拂はるゝ處にて課するの主義(イ)其長所(ろ)其短所(C)證の代表する企業又は團體の處在地にて課するの主義(イ)其長所(ろ)其短所(D)特に株券の場合に其事業の本店所在地のみならず、其に屬する事業設備の所在地にて一定標準により分割課税するの主義(イ)其長所(ろ)其短所(三)折衷主義又は屬人屬物併用主義(A)其長所(B)其短所

結論(全文の要旨)

緒言

前論文に於て、國際營業の課税難及其の解決方法を論究した。茲に更らに國際課税について困

難なのは、人と證券との所在である。續いて之を論じて見やうと思ふ。即ち人の所在は通例、其の住處に依りて定むる。處で其住處が二以上あるときに其何れに依るかを定めるのが六つかしくなる。證券については或は屬人主義に依りて其持主の人に從ひ其人の住處地にて課税すといふことも出来るが、屬物主義に依りて之を課することも出来る。そして其所在としては有形的に其證券の保管せらるゝ銀行、信託會社などの所在地を指定することも出来るし、其からして收益の生ずることに重きを置いて其利子配當の支拂はるゝ場處を以て其所在とすることも出来る。或は遡つて其收益の根源たる國、地方團體、會社法人の事務所處在地を以て其證券の所在地とし、或は今一步遡つて其事業設備の所屬地を以て其證券の所在地とすることも出来る。證券の所在といふことには色々の選擇餘地があり、其の何れを採るかは面倒であり(註一)、之を解決することは實に興味深きことでなければならぬ。敢て之を試みる所以である。

(註一) セリグマンは、無形動産の場合に、問題は一層錯雜したものと云ふて居る。<sup>1)</sup>が實に其通りだ。

## 第一段 人の所在

人が單一の住處を有つ場合には、之に對する國際課税は先づ簡單なものだとして良い。處が此が二以上あることが生ずる。此場合に住處主義によりて課税するとして歸趨に困らなうてはなら

ぬ。此については色々の解決方法がある。次の如くだ。

(一) 他國との交渉により協定する方法

(A) 主たる住處のみにて課税するの主義(註二) —— 二以上の住處地中に就き、何れか主たるものを選び出して、此にて専ら納税せしむるのである。そして其の之を定める方法は豫め協定しなくてはならぬが、若も其中にて勤務國があれば、其勤務地に主として住するといふのが最合理的であるから先づ之に依るべきである(註三)。勤務は人間にとりて最大事なものだ。其が缺けて居る場合に若も住所中に本籍國があれば之に依つたら良い。本籍地といふことは本籍地たらざるものと比しては一層深い關係があると爲し得るからである(註四)。夫の住所地が右の二の何れにも屬せざる場合には、住居の期間の長さ又は其價值(賃貸價格)の大きさを比較して其のより長きもの又は大なる方を主たる住所と認めることとし、此二の選擇の中については、期間の長さよりは價值の大きさの方が、當事者の恣意に依りて定まることが少きことを得る。此等によりても決し難き場合には當事者の意思によりて選ましむるか、其れでは當事者が税の安い方を選むこととなつて税權間に不公平を生ずといふならば、むしろ此最後の場合のみは後に擧ぐる平分法によりて分配するといふこととする外ない。

(註二) 此は國際間にては利益の争奪が強烈だから行ひ難い。諸國の承認を得ることが六つかしからうが、地方間なれば或は

出来るかも知れぬ。實に地方間について主たる住處のみにて課すべしとの考がある。<sup>2)</sup>

(註三) 一九〇九年以來の獨逸帝國法では、帝國及各邦の役人が數多の住處をもつときには、其勤務住處の存する國にて課することゝなつた。一九一九年の獨逸國法でも、内地に數多住處あるときには、勤務住處と一致するものが他の住處よりも優先となつた。<sup>3)</sup>

(註四) 一九〇九年以來の獨逸國法では一獨逸人が獨逸國內に數多住處をもつときは、其本國即ち國籍の住處が決定的となる。一九一九年法にても、本籍國の住處が他國の住處よりも優先することとなる。<sup>4)</sup>

(い) 其長所——(1) 此方法によれば各國協定して主たる住處國に讓ることゝなるのだから、重複課税は避けられる。(2) 課税技術上は夫の數多の國へ分割した場合と異り、人の能力を綜合して課税することが出来、夫の累進課税や、人的事情や負債の考慮や、免稅點の如きものが一層有效適切に行はれることを得る(註五)。

(註五) 茲に問題となつて居るのは、住居者税であるのに、此住居者税は元來、必然に能力に依るべく隨ふて累進たるべきものである。<sup>5)</sup>そして其事は數多住處國に分割するときは破壞さるゝことゝならなくてはならぬ。

(ろ) 其短所——(1) 此方法には前記の如き長所はあるけれども、何としても稅權間に不公平を生ずることが大い。如何に住處に主たるものと副たるものとの相違があるからといふて、主たる住處所在國のみにて課税をして副住處所在國にて課税せずといふのでは不公平である。此後の國にても其處に住處をもつ者に對し種々の施設を爲し利益を與へても居るし、其者が其れにて一の能

2) Grotenfeld, Grundsätze des Kommunalsteuerwesens. S. 55.  
3) Lotz, Fw. S. 276. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 201. Becker, Reichs-abgabenordnung. 4 Aufl. S. 104.  
4) Loiz, ebenda. Eheberg, ebenda. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 131. Becker, ebenda.  
5) Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 125.

力を示すものとしても之に相當の課税を爲し得なくてはならない。(2)加之、其結果として、副住處國の財政收入上非常に困ることを生じ得る。其が別莊的住處の多き場合の如きには特に不利となる。(3)隨ふては此種の國が此協定を快しとせざる所であらうし、其成立にも故障がある。(4)のみならず課税技術上にも、夫の主たる住處の決定に面倒がある。勤務地、本籍地といふ根據ある場合は明かだが、既に住居期間の長さとか、賃貸價格の大きさには多少決定難がある。賃貸價格なればまだ公の標準があるから之に依るともいへるが、住居の期間の如き、家族員が双方の住處に分れて永住する場合などには比較のしやうがないといふことにもなる。住つたり住はなかつたりといふ場合でも其が時の事情により變化し、常に一定せぬといふとき、何れに於ける滞在期が長いかといふことを豫め定め難しといふことがある。其等はまた良いとして本人の意思で主たる住處の定まる場合などには、私人の恣意によりて或税權の課否が定まるといふ不都合もあり、之を避けやうとすれば、平分法に依るといふことになり、此課税主義が不徹底となるといふこともある。又、夫の本籍地に依るといふ場合に其本籍地の住處といふのがホンの名のみのものだといふことが實際稀でない。而かも本籍地のである爲めに主たる住處となるといふことになれば、連脱の方法として、人々が相率ゐて出来るだけ税の軽い處に名義上の住處と本籍とを置くといふことにもなる。適當なる標準とはいひ兼ねる。尙ほ勤勞の標準も勤務が二國に亘るときには困る場合

を生ずる。

(B) 主副を區別せず各住所に分配して課税するの主義——此にも色々の主義があり得るが、何れにしても前記の一箇所に集めて課するのに比しては、斯くして各地に分割する間に遁脱の機會を多くするといふ缺點は免れない(註六)。併し凡べての住所國が参加するから、或國は與らぬといふことの不公平又は苦情のないことの共通の長所はある。尙ほ之に依る場合、累進率、免稅點などの適用については義務者の全體の所得又は財産額に相當したものとしなくてはならぬ(註七)。

(註六) チュルヒアーは、二以上の住處の場合に於ける課税の分割には、租税回避の途を開く恐ありといふことを注意す。<sup>6)</sup>

(註七) 一九二三年の商業會議所國際會議の決議中にも、住所主義原則に依る全所得中一部宥恕の行はるゝ場合に、其住所國にて適用さるゝ累進率の水率は全所得に適用さるゝものとすべしとあり、そして一九二三年の國際聯盟の専門委員の意見にも住所主義の例外の行はるゝ場合に、住所國が累進につき納税者の全所得に相當なる率を課する權利を有すべしとある。<sup>7)</sup> 何れも同一の趣旨である。

(い) 各住所使用期間の長さに應じて分配するの主義(註八)。

(註八) チュルヒアーの重種課税を避くる提案に依ると、交互的に二又は二以上の場處に其住所を取ることと例とする人は、此等の場處の各に於て其滞在の期間の長さに比例して租稅義務あることになる。關係租稅官廳は一定の割合に於ける租稅分配につき協定するを得といふのだ。<sup>8)</sup>

(I) 其長所——a) 此方法は出來れば最妙で、之により公平なる分配が行はれる。假りに或人

6) Zürcher, Verbot der Doppelbesteuerung. S. 67.

7) Stamp, Current problems in finance and government. p. 198. 200.

8) Zürcher, a. a. O. S. 131.

が二以上の住處を有つとし、其を交互的に使用するとせば、其使用の長さに應じて分配したら無理はない譯である。(b) 其れで各地とも相當の大きさの收入を得て、財政上も満足である。(c) 各國に協定が出来、正しく行はれたならば、重複課税も避けられる。

(2) 其短所——(a) たゞ此方法には課税技術上の困難がある。前記の交互的に使用する場合は、まだ良いが、同時に數住所を用ゐる場合、例之、義務者自身は甲地に住し、其家族の一部を乙丙地等に住はすときには此方法に依ることを得ぬ。交互的に使う場合にも精密に使用の長さを計算することは六つかしい。最近の過去の年の実績に依るとしても、其を本人の申告に依るとすれば、彼は出来るだけ税の軽い地に長く住したといふて來る。之を否定することは六つかしい。のみならず或年の税額の分配を過去年の標準に依ることが適當でないともいへる。さうかといふて、其年の使用の長さを豫定することは難いといふことになる。其れから累進率や免稅點は、分割された所得財産額に相當したものでなく、義務者の全體の其に相應したものを適用することに於て、其にしても此場合、人的事情考慮、負債斟酌などが行ひ悪い。(b) 斯くして此方法によりて税權間にも不公平なる分配となることあるを免れぬが、義務者の負擔としても或度まで不公平なものといふを免れぬ。

(ろ) 各住所の賃貸價格の大きさによりて分配する主義



(1) 其長所——(a) 此によりて各地税權は其所在の住所の價値に相當したる分配に與かることとなり、茲に客觀的に公平なりとすべき配分を受くることになる。(b) 財政收入からいふても各地とも相當に之を得て満足である。(c) 實行上も此が六つかしくはない。各人をして其を申告せしめ相當なる官廳が之を査定すれば、先づ正しきものであることが出来る。(d) 各國の協定が出来れば之によりて重複課税は大體、避けられる。

(2) 其短所——(a) 併し實行上、當事者の申告したものを官廳が修訂する處に多少の面倒がある。併し其位のことには已むを得ぬ。尙又、此方法によりて、人的事情の考慮などの行ひ悪いといふこともある。(b) それから此が或度まで分配の不公平を生ずともいへる。といふのは此では各住所の價値の大小は考慮されるが、使用の期間の長さが考慮されない。其れだけに於て不満足でもあるが、此は忍び得る度の不満足ではある。其れから、夫の價値を各地税權が修訂し査定する間に手加減が異り、其處に不公平を生ずる間隙ありともいへるが、其も大したものではない。忍び得る程度のものだ。

(は) 各住所に平分するの主義

(1) 其長所——此方法は(a) 實行が最簡單である。そして(b) 各方面とも財政收入上相當の分配に與かることも出來て、満足であるといふの長所をもつ。(c) 各國之を行ふならば、固より重複課

税を避けることにもなる。

(2) 其短所——(a) 併し此では決して公平なる分配が行はれて居るとはいへない。數多の住所といふも、其等は對等の價值のものに限らぬ。或ものは一層大、他のものは一層小に、或ものには一層永く住ひ、他のものには一層短く住う。其を一率に扱ふのでは、一層大にして長く住はるゝ方の住所の國が此人の爲めに一層多くの利益を與へて居りながら、少くしか報らるれぬといふことになり、反對に小き、短き滞在の住所の屬する國が過當に大な配當に與かることとなる。之を能力の表規といふことからいふても公平の配當とは思はれない。(b) 斯くて此方法に依るときに、財政收入上からしても偶々主たる住所の偏在する國が困まるといふことになる。(c) 尙、技術上にも人的事情の考慮等の行ひ悪いといふことがある。

(C) 主たる住所に一大部を、そして其他のものに残りを均分するの主義(註九)——其の主たるものと否とを區別するには、前にいふ所を應用して、勤務、本籍、賃賃價格の順位にて之を定め、之にても定められざるだけでは主副の等差なきものとして均分する。其副たるものにも、賃賃價格によりて等差の附き得るだけでは之によりて按分することも出来るが、其はあまりに繁雜故に、主副の區別のみを此標準によりてつけた以上は、あとは均分とするのが簡單だからして此均分に依るのである。又賃賃價格といふことも多少面倒であるから、成るべく之を避け、出来るな

らば、勤務か本籍かに依ることにする。勤務二以上なれば主たるものを採るの外ない。二以上の勤務の間に等差を附し難きときには他の標準、本籍、賃賃價格を斟酌して之を決する。それから主たる住所へ留保する割合は必ずしも斯くあらざるべからずといふほどのものを見出し難いけれども、試みに之を擧ぐれば、住所二つあるときは主たるものに三分二を、三つ以上あるときには二分一を留保したら良くはないかと思ふ。累進率の適用には(B)にいふ方法を準用することは勿論である。

(註九) 私は嘗て地方所得税につき此主義を薦めた所である。

(い) 其長所——(1) 此方法は實行も左まで六つかしくない。(2) そして之によりて主たる住所と副たるものとの差等も附き、主たるものゝみにて課せらるゝ場合の不公平を避け、凡べてに均分する場合の不公平をも避けることが出来、此れで比較的簡單なる方法にて大體公平なる分配が出来る。(3) 財政收入上も、各地とも相當の配當を得て満足であり、(4) 重複課税も避けられる。

(ろ) 其短所——(1) 實行上には多少の面倒がある。例之、夫の勤務地といふことも、主たる勤務地の決し難きことがある。賃賃價格の大小の評定も却々六つかしいともいへる。其から人的事情等の考慮の出来悪いといふこともある。(2) 此は又大體には公平であるけれども、主たるものど副たるものとの分配の割合を一定したること、副たるものゝ凡べてを均分したること、凡て此等

は何としても或度の獨斷ではあり、眞に精密に公平なるものとはいへないといふ非難を避けることは出来ぬ。尤も此種のごとは課税上は屢々免れないことで、恕すべきことではある。尙又、主副區別の一標準たる本籍と否との如きは、或は有名無實に近きものであり、之に依るに於て遁脱の目的にて輕税の處を選んで本籍地とするといふことも起り得る。其爲めにも不公平が生じ得る。だからして或は之を此標準から除くのが一策かも知れない。此を除いたならば、此方法は結局、比較的<sub>二</sub>非難の少き<sub>一</sub>實行的の方法であるやうに思はるゝ。

(二) 一國單獨にて便宜上定むる所の方法——此は各國勝手に定むることを得る。例之、他國の所爲に頓着なく、重複課税を顧慮せずして、一國に住所のあるだけに就いて、其人の全所得又は財産を集めて課税するを得るのはいふを待たぬが、此外、或國々が之と關聯して便宜上採る處置であつて、多少の根據があり又は興味ありと思はるゝものを擧ぐると左の如しである。

(A) 住屋々賃の一定倍數を所得の最低限とするの主義——即ち苟くも一國內に住處を有つ限り、他にてもつ住處と交渉なく、其地に於ける所得の最低限を其地に於ける住屋々賃の一定倍數とするのである(註一〇)。此は如何にも完全に公平だといふことを得ぬけれども、他國との交渉の面倒であつて、精密なるを得難き事情に於て、便利なる實際的方法といふことは出来る。

(註一〇) 佛國の所得税では、佛國內に住所を有たず、併し一又は數多の居處(副住處)を有する人について、其課税すべき所

得は、佛國內にあり又は行はるゝ財産、營業又は職業より義務者の取得する所得が一層大なる金額に上ほらざる限り、其一又は數多の居處の賃貸價格の七倍に齊しき額が所得と定めらるゝ。<sup>10)</sup>

(B) 營業上の店舖を住所と見做す主義——或人が苟くも或處に營業店舖を置きたる以上は、其處に住所をもつとして課税するのである(註一一)。此は課税國としては便利であるが、人が營業店舖を置きたるだけにて直ちに之を住所とするは酷に失する。

(註一一) 米國法の解釋上は、外國人が營業目的又は其他の爲めに永久的に米國內に居を定め、其の主たる營業建物があり、且つ此が永久的に占有され又は使用さるゝときには、其住處が米國外にあつても、尙且つ米國に住するものとせらるゝ。<sup>11)</sup>

(C) 反證のあるまで滞在處を住所と見做す主義(註一二)——此は連脱を妨ぐのには便利な方法だが、却つて繁雜を増すといふこともある。通例、一定期の滞在を住所の要件とすることにして居る。

(註一二) テュルヒア一の提案中に、住處としては、義務者が或他の場處に實際の住處を有つことの證明の立つまでは、各の滞在所が住處と見做さるといふのは、<sup>12)</sup>其れだ。

## 第二段 證券の所在

次に有價證券の所在については或は屬人主義に従ひ其持主の住所にて課税することも出来るし、屬物主義によりて課税することも出来、そして後者には更らに色々の方法があり得る。下の

10) Besson, *Traité pratique des impôts cédulaires et de l'impôt general sur le revenu*, p. 426.

11) Holmes, *Income tax*, p. 23-4.

12) Zürcher, a. a. O. S. 131.

如くである。

(一) 屬人主義に依る方法——即ち有價證券の所有者に就いて課するのである(註一三)。

(註一三)

(1) 一九二一年に羅馬に於て、埃匈繼承國の協定した處に依れば、動的資本は此の如き資本の所有者の住所國にて課せらるゝこととなつて居る。獨逸各邦の所得税にても、外國の株式會社の配當にして内國に持來らるゝものには其内國の社員について課せられた。

(2) シルラスが、無形財産(不動産抵當權を除き)は住所に屬すべしと爲し、ジェンセンが、無形動産は所有者の住所國にて課税すべしといふは此に歸する。

(A) 其長所——(イ) 此方法は課税に於て一般に物よりも人に重きを置くべしとの見解からいふも(註一四)、將た、動産は人に従ふべきものだとの見解からしても(註一五)公平だと爲し得る。其上にも之につき夫の所有主が其住所國からして受くる利益といふことも併せ考ふるを得る(註一六)。(ロ) 此が實行は少くとも記名證券には容易である。そして此により人的綜合課税が行はれることが出來、物的課税の場合よりは一層公平ともなる。(ハ) 各國が之を行ふとすれば、重複課税は避けられる。(ニ) 證券投資事業の所在國が源泉主義を拋棄して此主義を採ることは彼の財政收入上不利であるとしても、其經濟政策上外來投資を誘ふて其經濟を進捗せしめるといふ利があるので優に補償せられる(註一七)。

(註一四)

スタンプが、國々は税の眞の主體として其國內に生活する住民を見るべきだといふたのは此趣旨だ。

13) Crobaugh, International comity in taxation. (Journal of Political Economy. April, 1923) p. 272. Heckel, Fw, I. S. 382.  
14) Shirras, Public finance. p. 176. Jensen, Public finance. p. 170.  
15) Stamp, Current problems. p. 191-2.

(註一五) セリグマンは、動産は人に従ふといふ法律上の擬制に従ふて、或人の動産が其住所地にて課税せらるべきものと思像せらるゝといふ。<sup>16)</sup>

(註一六) ジェンセンは、財産の所有者の住所區が、學校、警察保護及、彼の財産と直接關係なき他の目的の爲めに費用を使ふて居ると注意して居る。<sup>17)</sup>

(註一七) ヲグナーは、外國資本を引入れること及外國資本家の此國と其本國とにての重複課税を避くることに於ける内國利益への考慮が、公正よりしては必然には要求されざる免稅を、國民經濟政策の理由より處むべきものたらしむといひ、シラスも、非住民の免稅が外來資本の額を増加し且つ借入國の發達を増すことの利益をもつとせらるといふて居るが、此は近年極めて廣く政府の外債起債について行はれて居る。佛國、ブラジル、チエツコスロバキア等が英國市場にて公債を發行したるとき、借金國にては現在及將來之に凡べての稅を免することを約した。英國でさへ、大戰時に資本に困まつたとき、外國にありて英國内に住居せざる人に、凡べての内國稅を免することを其國債について申出た。<sup>18)</sup>

(B) 其短所——(い)公平から見て、動産が人に従ふといふことは、家具道具等の如きものには當

けれども、既に有價證券の如き收益物體となると、其を表はす所の不動的なる事業又は設備が伴ふて居り、其實體の所在地に於て其につき色々な保護が行はれて居る。此證券の持主は證券其ものよりは、むしろ其の代表する實體たる事業等を見、其の所在國から受くる利益を考慮しなくてはならない(註一八)。此方を無視して所有主の住所のみを考慮するのでは穩當でない。(ろ)此あるに拘らず實體所在國を無視するとき、此國が其財政收入上困ることゝならざるを得ぬ。特に外國人の持つ株が優先株なるときに一層困る(註一九)。(は)實行上からいふても無記名證券の少からざる

16) Seligman, Income tax. 2 ed. p. 647.

17) Jensen, l. c. p. 171.

18) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 410-411. Stamp, Current Problems, p. 193.

Shiras, l. c. p. 172.

に於て、此方法は行詰らなくてはならぬ。(に)又此方法を各國協定すれば重複課税の避けられる筈ではあるが、夫の證券の代表する實體たる事業の所在國にて之を不課税に放置するは事實上甚だ難いことであり、何等かの方法にて其課税の行はるゝときに其處に勢ひ重複課税が避けられないことになる(註二〇)。(ほ)住所國の經濟政策上の見地からして其國としては歓迎すべき人々を驅逐することになつて不得策でもある(註二一)。而かも此人々に對しては其住所國の財政政策的見地からしては、既に相當重き消費税を課しても居り(註二二)、隨ふて必ずしも此に重き直接税を課するに及ばざる所である。

(註一八) ジェンセンは、所有者の財産が或區に存在すといふの事實が、其區に於て全體の一部として彼の財産の保護の爲めに費用を生ずることを注意して居る。<sup>19)</sup>

(註一九) ロッシアアは、露國が其國內の株式会社の外國に住居する優先權者を課税するや否やは一の問題であり、若此會社が全く配當を爲さず唯、優先權者に對する利子拂のみを爲すときには、之に課税せずとするときには、此が全く免稅となるの不都合を生ずといふて居る。<sup>20)</sup>

(註二〇) セリグマンは、無形財産住所課税主義の困難として、無形財産は法人證券より成るのに、此法人は既に其處在國にて課税せらるゝであらうと注意して居る。<sup>21)</sup>

(註二一) 拙文、國際課税の主義論争の註二四參照。<sup>22)</sup>

(註二二) ヲグナーは、外國よりの所得にて内國にて消費する者は、當然又避くべからずに消費税を課せられて居ると注意して居る。<sup>23)</sup>

19) Jensen, l. c. p. 170-171.  
 20) Roscher, F.w. 5 Aufl. I. S. 346.  
 21) Seligman, Essays in taxation. p. 116.  
 22) 經濟論叢本年二月號、12.  
 23) Wagner, a. a. O. S. 409-410.



(二) 屬物主義に依るの方法——此では凡べて物的課税となり、前者のやうな総合的な公平課税の行はれないといふ弱點をもつ。且つ其所有者たる人の所屬國を閑却することも缺點となくはならない。

(A) 證券の實際保管さるゝ處にて課する主義(註二三)、

(註二三)

セリグマンは、動産に處在あるときは往々にして其處在の場處にて課税せらるるといふて居る。<sup>024)</sup>

(い) 其長所——(1) 此方法は一應は最明白で捕捉容易だといふことを得る。(2) 又或度まで其存在地の官権が之を保護しつゝあるのだから、其に報ゆるといふ點からして見て、公平至當な方法だともいへる。(3) 又若し各國が此に一致しさをすれば、重複課税が避けられるやうにも思はるゝ。

(ろ) 其短所——(1) 併し此方法は公平といふ點からして斷じて認められない。成程、證券の保存さるゝ所にて保護が行はるゝとはいへるけれども、其證券たるホンの證明票に過ぎずして、紛失すれば代り證券の發行され得るほどのものであり、財産としては此證券よりはむしろ其代表する實體たる事業設備といふやうな利子又は配當の源泉の方が一層大事なものである。此證券の保護に當る官権よりも、此事業設備を保護する官権の方が権利者に對して確かに一層大な利益を與へて居る。然るにも拘らず事業設備の屬する官権が何等の配當に與からずして却て偶々證券の存在する税權が専ら配當に與かることは公平でない。(2) 財政收入からいふても、眞の財源所在地國が

論 叢

國際課税に於ける人及證券の所在

第二十二卷 (第四號 三九) 五七三

大に困まり、權利者住所國も或度まで困まる。(3) 斯くして實際には之に於ける各國の協定が困難で、勢ひ財源國が課税せざるを得ずして、此主義を採るものとの間に重複課税ともなる。(4) 實行も實は却々六つかしい。證券だから其實在といふことを突き止め悪い。隠され易い。又可動でもあるから各處に轉々して遁脱することも出来る。此主義に依ることは既に此點からしても得策でない。

(B) 證券に屬する収益の支拂はるゝ處にて課するの主義(註二四)

(註二四) 我國の所得税の第二種所得中、公債社債の利子は日本にて支拂を受くる者に課して居る。

(一) 其長所——(1) 此は實行上、最容易である。又た確實でもある。現に支拂はるゝ所を押へて取るのだから、此ほど確かなことはない。無記各證券を捕捉し得る。(2) 或意味では現に支拂はるゝ處即ち財源だから、之を支拂し之を保護する税權が取るのが至當だともいひ得る。(3) 此にて各國協定すれば重複課税は避けられる。

(ろ) 其短所——(1) 此は併し公平配分からいへば感心した方法ではない。支拂の場所とはむしろ便宜上の場所、或度まで變更し得るものである。此を以て證券収益の根源といふには足らぬ。其の眞の財源、又は證券の代表する實體は事業設備其ものであり、其の所在地の方が其點からいふて此支拂地よりも一層重要であり、此事業設備を保護する税權の方が支拂場所を保護する税權

よりも一層多く課税上の権利を有つとすべきである。(2)特に又此方法の行はるときに、夫の事業設備の存する所の税権が與からぬとあつては、彼は其財政收入上大に困まることとなる。(3)實行上にも、現に支拂ふ場所を變更することによりて、或度まで遁脱を生ずるの弊がある。

(C) 證券の代表する企業又は團體の處在地にて課するの主義(註二五)——公債なれば其債務者たる國、地方團體にて、事業株、社債なれば其事業の主たる事務所の所在地にて課するのである。

(註二五) 我國の所得税の第二種所得中、在外人が日本に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益配當等について此に依る。一九二一年、埃匈繼承國が羅馬にて定めたるものが、國債州債、地方債、及類似の證券、並に有限責任會社、銀行等の株に對し税は源泉國に屬するといふも亦た此でめる(尤も此點は、クロイボーの記述とスタンプの記述とに相違がある)。セリゲマンも、一國は會社を其法律上の住所即ち其本店處在地にて課するを得といふて居る。<sup>25)</sup>

(い) 其長所——(1)此は前掲の何れの方法よりもより多く、確實に捕捉し得る。證券の持主や、其保管や、其收益の支拂やは何れも可動的であつて、之に依りて課するときに多少の遁脱を生じ得る。處が此方法だと、動かぬ根據を押へるを得るから、遁脱の恐はない。夫の無記名證券も押へられる。此點に於て此方法は最勝つて居る(註二六)。(2)公平といふ點からいふても、物的に證券を課するとしては此が其收益の本當の源を押へるの故に最公平だといへる。源泉主義の最自然的の解決方法である。夫の證券の保管や、其收益の便宜上の支拂やよりは一層、源泉課税の趣旨に

適す。此を支配する税權は其收益の課税に對して一層強き權利をもつといふを得る。(3) 財政收入上にも之によりて最も多く此證券の代表する事業設備に關係ある税權が配當せられて有利となる。(4) 勿論各國の協定さへ出來れば、此にて重複課税は避けられる。

(註二六) バステアブルは、大なる困難は、屢々人の手から手に移る無形財産の其等の色々の形式を處理することの企に於て見出さるといふが、此方法にて課税すれば之を除き得る。

(ろ) 其短所——(1) 之が實行方法には別段缺點といふべきものを見出さぬが、(2) 公平については疑問がある。先づ以て事業の本店所在地、債務團體の處在지가眞の收益源といふことを得るとしても、此が支拂の行はるゝ場處、證券の保管さるゝ場處も全く無關係ではなく、隨て或度まで配當に與かるべきであるのに之を考慮せぬのは不公平だともいへる。併し其は閑却しても差支ないほど些細なこと、恕するには足る。も一つ、此證券が事業會社の株券なるとき、此方法に依ると、本店處在地にて課することゝなるのだが、其事業が他地に支店分工場などを持つ場合、其本店所在地のみの課税といふのでは不公平で、支店分工場などの所在地にも課税せしめなくてはならぬではないかといふことがある。恐らくは精密にいふと國際營業課税にて説いた方法を準用して分割課税が至當といふことになる。此も此方法の缺點だ。(3) 財政收入上にも右の不公平の結果として或關係税權を困らすことになる。(4) それから此源泉課税主義が、經濟上其源泉國にとりて

必要切なる資金を吸収するについて不得策となり得といふ經濟政策上の弱點もある。

(D) 特に株券の場合に、其事業の本店所在地のみならず、其に屬する事業設備の所在地にて一定標準により分割課税するの主義(註二七)、——分割の方法は國際營業課税についていへる方法を準用する。

(註二七) 我國の所得税の第一種中、外國法人の日本に於ける資産又は營業より生ずる所得の課税が之に依る。ジュネーブの國際聯盟の經濟委員會の議事にて略ぼ一致した點は、税が、課税國內に實際用ゐらるゝ資本の部分、並に其國にて企てられたる仕事に嚴格に制限せらるべしといふことだが、此趣旨からいふと、此にいふ方法に歸着するやうだ。尙ほセリゲマンは、法人所屬の財産のある處にて法人を課税するを得といふて居る。<sup>27)</sup>

(い) 其長所——(1) 此方法は公平分配からいへば前の方法よりも一層公平だ。株券の實體たる事業は其本店所在地のみに繋るのではなく、事業設備の凡べてのものにかゝる。此等の關係地が課税し得るのは當然のことである。(2) 財政收入上にも諸多の關係地に於て之を好都合とする。(3) 各國の協定さへ出來れば此により重複課税は避けられる。

(ろ) 其短所——(1) 此方法の最困ることは實行である。今、株券を課するといふについて、所屬事業の本店にてといふのならば尙簡單だが、其もつ凡べての設備の所在地へ分割して課税すといふのでは繁雜に過ぐる。此繁を厭はなければ(2) 公平には大體適うけれども、物的課税としても、

收益の支拂はるゝ場處、證券の保管さるゝ場處を閑却するだけでは公平分配上、不満足である。

(三) 折衷主義又は屬人屬物併用主義——即ち證券の所在は半ば其所有者にありとして其住所國にて課税し、半ば其物に存ずとして證券の代表する事業又は團體の現實の設備の所在地(株券にありては本店所在地のみならず支店支所分工場などの所在地も)にても課税するのである。

(A) 其長所——(い)此方法は證券の人的方面も物的方面も共に考察して、其一方に課せざるだけ一層公平なものといへる。此點にて屬人主義の缺點を或度まで避け、同時に屬物主義に共通なる弱點をも或度まで避けて居る。(ろ)課税技術上も、人的方法に依る所では綜合累進課税が或度まで行はれ、物的方法に依るだけでは確實に物件を捕捉し得るといふことがある。(は)財政收入上には關係の各方面に相當の收入を齎らして満足である。(に)各國の協定さへ得られるならば、大體重複課税はなきことになる。

(B) 其短所——(い)の最大なのは何といふても此方法が多少技術上、實行上に繁雜だといふことである。(ろ)そして公平上には、證券保管地、證券收益の實際支拂地を閑却して居る點が不満足だが、此點は忍び得るものである。

## 結 論

以上要之、國際課税上、人、證券の所在といふことを定めることは六つかしき問題であつて、之が解決につき完全無缺の方法はない。けれども若も各國さへ協定するならば、人の住所數多ある場合には、勤務、賃貸價格によりて主たる住所地を定め其に一定大部を、其残りたる部分を副たる住所地に均分するの主義を比較的最も適當とし、證券の所在は、半ば所有主に屬すとして其住所地にて課税し、他半は物に屬すとして其代表する事業、團體の所在地（株券の場合には其事業設備の凡べてのものについて見なくてはならぬ）にて課税するのが比較的最適むべきものゝやうに思はるゝ。